

令和3年5月1日

岡山理科大学
教員各位

新型コロナウイルス感染症対策 教員用ガイドライン(Vol.2-2)

学生支援機構

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大学の各種機能を損なわない事を念頭に、教職員の業務・行事について以下の配慮・対策をして下さい。

1) ゼミ・授業・研修会について

(1) 教員はゼミ・授業に来た学生に対し、「大学では、マスクを着用して下さい。こまめに手を洗って下さい。咳エチケットを守って咳やくしゃみで飛沫を飛ばさないで下さい。部屋のドアノブ、机、マイク、物品等からの感染に気を付け、触った後には手洗い・消毒を行うよう努めて下さい。」と、呼びかけをして、自らもそのルールを実践して下さい。

(2) 室内では30分に一度の割合で換気をするよう学生に指示するか、ご自分で換気をして下さい*1。

(3) 飛沫感染の恐れが高い授業方法や、他者との接触、共有物に接触する頻度が高い場合は、授業方法を変更して罹患の可能性を下げることが検討して下さい。接触・近接の時間は1度に3分以内に止めて下さい。

(4) 対面で会話が必要だが、マスクやハンカチで口を覆えない場合、話者は聞き手と2m程離れて下さい。

(5) 教職員や学生で風邪の症状がある者は、理由の如何を問わず（原因特定が難しいため）、大学へ来る事を控えてください。風邪症状の学生の欠席は、自己都合によらない欠席として扱って下さい。保健所に濃厚接触者とみなされた教職員や学生もこれに準じます。風邪症状で欠席をする学生は事前に各キャンパスの健康管理部門（岡山キャンパス健康管理センター086-256-8434、今治キャンパス健康管理係 0898-52-9030）へ連絡するように指導して下さい。

(6) 症状の有無に拘わらずマスクを着用して下さい、唾液や鼻汁の飛沫を防止するとともに、手を口や鼻に持ってくるのを防ぐ効果が期待できます。

(7) コロナウイルスは飛沫・接触感染で伝播しますが、ウイルス粒子を含む小飛沫が放出されてから短時間、空中を浮遊する可能性が示唆され、器物に付着後も感染力が残ることが指摘されています。上記(2)に示す頻度で室内の換気を実施し、触れやすい器物（スイッチ、マイク等）の消毒に努めて下さい。電気製品を消毒する場合は、液体洗剤を浸み込ませた布を絞り、その布で表面を拭き、機械内への浸潤を避け、器物を触った後には手指を石鹸類で消毒して下さい。

(8) 母国に止まっている留学生や海外旅行中に移動が出来なくなった学生達について、やむを得ず欠席する場合は、自己都合によらない欠席になります。これらによる欠席の場合、学生は健康管理部門（岡山キャンパス健康管理センター086-256-8434、今治キャンパス健康管理係 0898-52-9030）に連絡し、指示に従い「健康観察表」を用いて、体調の記録をとり、その結果を各キャンパスの健康管理部門へ報告して、必要な日数が経過した後、通学の許可を受けさせて下さい。通学許可が出ないうちに勝手に登校することのないように指導して下さい。

(9) 上記の自己都合によらない欠席をした学生に対する補講は、教員が配慮を行い、プリントやe-learningを以て代えることが可能です。教員におかれては、柔軟な対応をして下さい。

(10) 授業中等に具合が悪くなった学生には、自宅での療養を勧めて下さい。自力で帰宅できない場合は、健常者から距離をおいた換気の良い位置で待機させ、健康管理部門へ電話で相談して下さい。救急車を呼ぶ可能性があります。くれぐれも、本人を健康管理部門へ行かせて、学内に罹患可能性を拡散させないで下さい。ご自分の具合が悪くなった場合も、同様に行動して下さい。

(11) 講義室等への移動でエレベーターを使用する際、密閉空間となりますので、密集・密着することのないように注意してください。時間に余裕がある時は、階段の使用を推奨します。

2) 応接・面談・学外活動について

(1) 教職員が実施する面談は、電話や電子媒体（Skype、LINE、Email等）での応対を推奨し、風邪症状のある学生や教職員と応接・面談することは避けて下さい。風邪症状の学生には、行事に参加しないよう指導して下さい。

(2) 教職員は窓口対応と行事の必要性や実施時期を検討し、不要不急の場合、延期・中止したり参加者を絞ったりして下さい。また、電子媒体でのコミュニケーションで代替する事が可能であれば、そのような対応をして下さい。本学は県内であっても一泊研修を中止した事から、これに類する旅行計画は延期・中止して下さい。

(3) オリエンテーション・説明会・発表会・窓口対応など学生生活に欠かすことが出来ない行事・行為を実施する場合は、授業の実施に準じた注意をして下さい。濃厚接触の認定は「感染した人が発症する2日前から1m程度の距離でマスクをせずに15分以上会話するなどの接触」なので、そのような事態になりにくいように、対面で話し合う時間は短時間になるよう、待たせる行列等が密着し滞留しないよう配慮して下さい。

(4) 複数名が触る可能性のある筆記具の貸し借りは出来るだけ減らし、学生・教職員が自分の筆記具を使うことを奨励して下さい。また、多人数が利用する部屋、テーブル類は使用頻度に応じて最低一日に1～2回は、石鹼液（界面活性剤含有）、エチルアルコール系消毒液、ハイター（次亜塩素酸ナトリウム含有）溶液のいずれかで消毒して下さい。その際

には必ずプラスチック手袋類を利用して下さい。消毒しにくい器物の操作については、使い捨てプラスチック手袋類での接触を推奨します。

(5) 風邪の症状のため応接・面談・行事参加出来ない学生に対しては、教職員は電話や電子媒体での情報提供について配慮をして下さい。

(6) 参加を希望しない者に参加を強要することはパワーハラスメントになるので、しないで下さい。

3) 課外活動について

既に学生課より学生に対し新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起を実施しておりますが、顧問におかれては以下の注意事項をサークル役員の学生に伝達し、問題がある場合は速やかに学生課(086-256-8432)へ報告して下さい。

-----課外活動・学外活動上の新型コロナウイルス対策-----

a 参加者相互の直接の接触があるもの、共有する物品を触るもの、発声等を伴うものは上記1)2)における注意を準用して下さい。

b 発熱や咳クシャミが出る者は活動に参加をしないで、自宅で療養して下さい。

c 一泊研修が中止になっている状況を参考に、不要不急の合宿や試合は控えて下さい。

d 複数名が室内で集まる場合は、咳マナーを守り、30分に一度は換気をし、共用の器物に接触した場合は必ず手洗いや消毒をして下さい。

e 電子媒体での連絡を中心にコミュニケーションを図り、直接対面でミーティング等する場合は、室内の換気と時間の短縮を心がけ、感染拡大の危険を少しでも回避するように配慮して下さい。

4) 休日の過ごし方

(1) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけて下さい。

(2) 特に、密閉・密集・密着の状況を避け、ウイルス感染の可能性を低くするようにして下さい。

(3) 自分1人の無責任な行動が、大学だけでなく社会全体に大きな影響を及ぼす事を十分認識の上、大学教員として自覚を持った行動をして下さい。

5) 海外渡航について

(1) 海外渡航に関しては、「海外渡航に関する危機管理ガイドライン」に従ってください。

<https://www.ous.ac.jp/common/files/144/201902150416120605662.pdf>

尚、今治キャンパスにおいては、別に定める「家畜防疫等に係る帰国後行動マニュアル」にも従ってください。

(2) 危険レベルで、教職員および学生の渡航判断基準が異なります。レベル3の国への

渡航は、教職員を含めて原則中止となっているので、注意してください。

- (3) 危険レベルに応じて、証明書類の提出や所属長の承諾書が必要となります。また、渡航中においても、状況に応じて帰国指示を出す場合があります。
- (4) 感染蔓延国（検疫強化対象地域及び入国制限対象地域）からの帰国後、2週間の自宅待機を要請していますので、その期間も含めた渡航計画を立ててください。

※1 日本感染症学会では1時間に6回以上の換気を推奨しています。

以上